コロコニガイドブック

～仕事と育児・介護の両立のために～

Q&A集

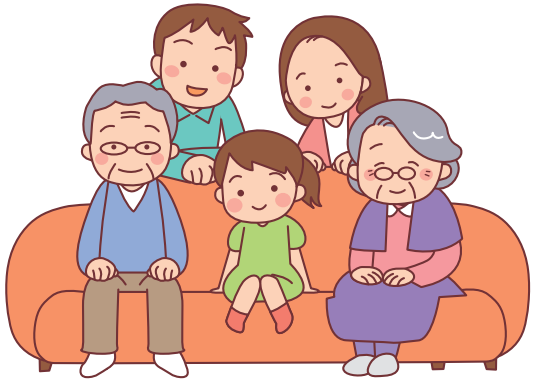

秋田大学　男女共同参画推進室　coloconi

コロコニガイドブック

～仕事と育児・介護の両立のために～

Q&A集

秋田大学　男女共同参画推進室　coloconi

はじめに

秋田大学での男女共同参画にかかわる取り組みは、平成17年２月の「男女共同参画推進委員会」「男女共同参画推進専門委員会」の設置以来、着実に成果をあげてきました。自らが選択するワークライフバランスの下で仕事に邁進し充実した生活をおくるために必要な制度の整備が行われ、育児や介護への支援に関する制度・規程が学内ポータルサイトに掲載されるようになりました。

そのような制度･規程も、必要なときに、誰でも気軽に利用できてこそ、はじめて男女共同参画推進を実感できるのではないでしょうか。そこで、男女共同参画推進室では、2010年７月にまとめたコロコニガイドブックの増補版として、具体例をシミュレーションしたＱ＆Ａ集を作ってみました。

勤務形態を問わず、男女を問わず、誰でも利用できる制度を最大限、活用し、素敵な毎日を過ごすことができますように、と祈りをこめて作成いたしました。手にとっていただければ嬉しく存じます。

2012年10月

男女共同参画推進室長　渡部　育子

◉休暇や休業が必要になったら

制度の利用を希望する場合は早めに職場に相談し、申請しましょう。
今後の業務について上司や周囲の人と打合せをしましょう。
また、職場の協力に対して、感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。

◉周りに休暇や休業を取る人がいたら

職場の人と普段からコミュニケーションを図り、妊娠・出産、育児、介護などの支援について相談などができる雰囲気作りを心掛けましょう。

制度の申請を受けたら、今後の仕事の割り振りや体制について早めに話し合いましょう。

お休みする人が相談しやすく、復帰しやすい環境を整えましょう。

このＱ＆Ａ集に掲載の情報は平成24年10月1日現在のもので、規則・規程の一例を表したものです。制度の利用･取得に際しては、該当の規則･規程をご覧いただき、また所属する部局・部署の総務担当等にご相談ください。

目　次

妊娠・出産・育児と介護への支援一覧 …… 3

Ｑ＆Ａ

妊娠・出産に関する問い合わせ …… 9
育児に関する問い合わせ …… 15
介護に関する問い合わせ …… 26
休業制度全体に関する問い合わせ …… 38

付録　知っていると便利　あんなこと　こんなこと

介護保険サービスの利用までの流れ …… 45
在宅介護サービスの種類と内容 …… 46
施設サービスの種類と内容 …… 47
お役立ち情報　秋田の子育て支援 …… 48
　　介護・福祉サービス …… 50
次世代育成支援対策推進法に基づく
　国立大学法人秋田大学一般事業主行動計画（第３期）… 51

妊娠　出産　育児と介護への支援一覧

妊娠・出産・育児への支援一覧

常勤職員向け

妊　娠　・　出　産　　育　　児

8週前　出産(予定日)　8週後　子1歳　子3歳　小学校就学

特別休暇（有給）等

- 妊娠中の通勤緩和、休憩・休業
- 妊産婦の健康診査及び保健指導
- 産前休暇
- 産後休暇
- 配偶者出産付添休暇（2日以内）
- 育児参加休暇（14日以内）
- 保育休暇（1日2回各30分以内）
- 子の看護休暇（1年に10日以内）

休業及び短時間勤務（無給または勤務時間に応じて支給）

- 育児休業
- 育　児　休　業
- 育　児　短　時　間　勤　務
- 育児時間（1日に2時間以内）

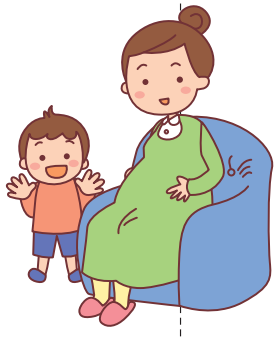

手当・給付金 税金の控除等

- 出産費/家族出産費（共済組合）
- 育児休業給付金（雇用保険）
- パパ・ママ育休プラス
- 社会保険料免除

勤務の制限等

- 妊産婦の就業制限
- 時間外労働・深夜業の制限

♥ 女性職員の利用できる支援制度

★ 男性職員の利用できる支援制度

妊娠・出産・育児への支援一覧

非常勤職員向け

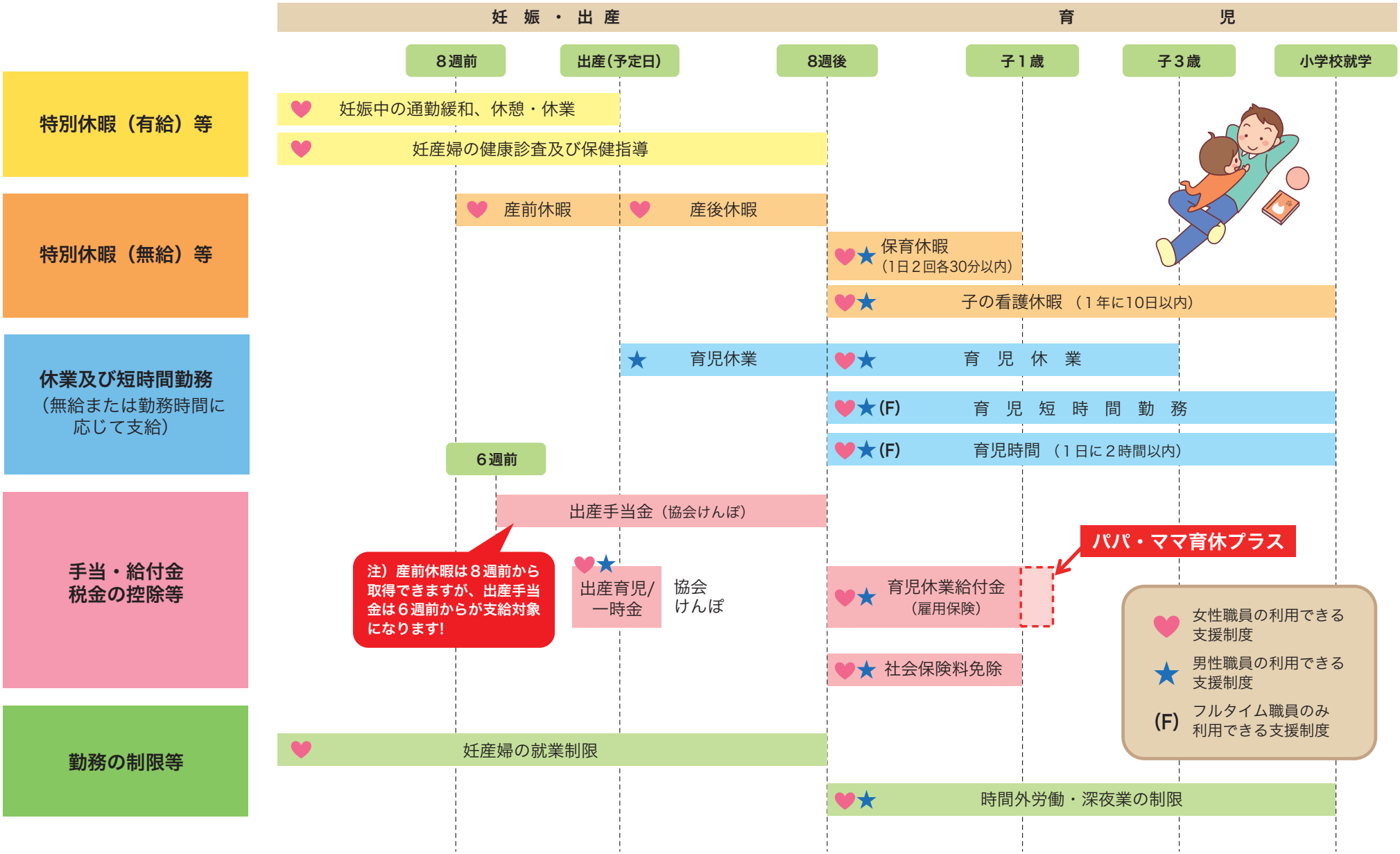

介護への支援一覧

特別休暇（有給）等 **※非常勤職員は無給**	短期介護休暇 （1年に10日以内）	
休業及び **短時間勤務等** **（無　給）**	介　護　休　業	通算 186日
	介　護　部　分　休　業 （常勤職員のみ取得可能）（1日4時間以内）	
手当・給付金 **税金の控除等**	介護休業給付金（雇用保険から）	
勤務の制限等	時間外労働・深夜業の制限	

Q&A

妊娠・出産に関する問い合わせ

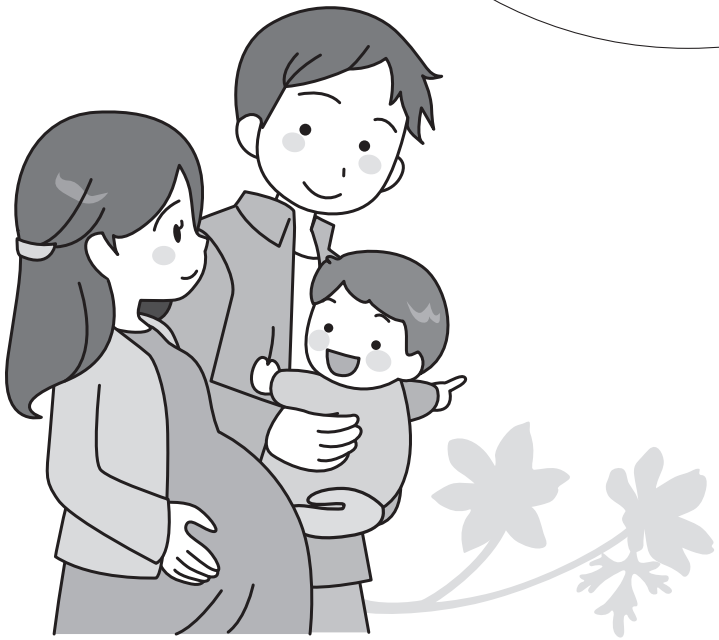

Q1 つわり等で体調が悪いときは休暇を取ることができますか。

A1 はい。「妊娠の休憩・休業」として国立大学法人秋田大学職員就業規則（以下「就業規則」という）第33条第３号の規程に基づき、職務専念の義務を免除されます。

特別休暇簿に必要事項を記入し、所属部局の総務担当等に提出してください。**母子手帳の写し**及び医師の**診断書等**を添付してください。

➡ コロコニガイドブック６ページ参照

妊娠・出産
Q&A

Q2 パート職員ですが、妊婦健診のために休暇を取ることはできますか。

A2 はい。妊娠・出産期の女性職員であれば、非常勤の職員であっても、「妊産婦の健康診査及び保健指導」として就業規則第33条第２号の規程に基づき、職務専念の義務を免除されます。

特別休暇簿に必要事項を記入し、所属部局の総務担当等に提出してください。**母子手帳の写し**を添付してください。

➡ コロコニガイドブック６ページ参照

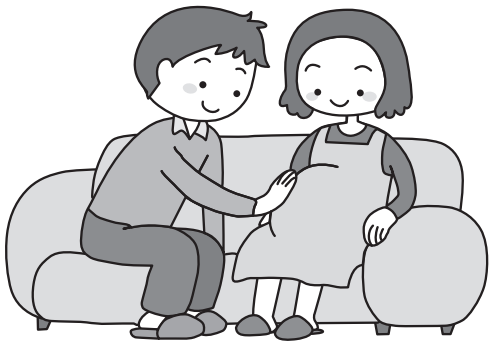

Q3

妊娠期の制度（通勤緩和、休憩・休業や健康診断・保健指導など）の利用は回数や日数、時間数など制限がありますか。

A3

いいえ。妊娠・出産する本人が申し出た期間について回数や日数・時間の制限はありません。

特別休暇簿に必要事項を記入し、**母子手帳の写し**を添付して所属部局の総務担当等に提出してください。診断書が必要になる場合もあります。

➡ コロコニガイドブック6ページ参照

妊娠・出産
Q&A

Q4

妻の出産に付き添うために休暇をとることはできますか。

A4

はい。「配偶者出産付添休暇」として有給の特別休暇を２日の範囲内で取得することができます（非常勤職員は対象外です）。出産時の付添いのほかに、妻の出産に係る入退院の付添い、出産に係る入院中の世話、出生の届出等のためにも取得することができます。

特別休暇簿に必要事項を記入し、所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック7ページ参照

休暇取得日パターンの例

		月	火	水	木	金	土	日	月
例1）	2日連続の取得→○			○	出産日 ○				
例2）	土日を挟む2日→○					○	出産日		○
例3）	平日の連続しない2日→○	○	出産日	○					

Q5 妻が出産予定ですが、上の子の面倒をみるために休暇を取ることはできますか。

A5 はい。「育児参加休暇」として有給の特別休暇を14日の範囲内で取得できます（非常勤職員は対象外です）。連続して取る必要はありませんが、妻の産前産後休暇中に限り取得できます。

特別休暇簿に必要事項を記入し、所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック7ページ参照

Q&A

育児に関する問い合わせ

Q1 育児休業とはどういう制度ですか。

A1

申出により子どもが３歳に達する日（誕生日の前日）までの間、休業することができる制度で、全ての教職員（非常勤職員を含む）が取得できます。ただし、非常勤職員については、引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ育児休業取得後に引き続き雇用が見込まれる者などの条件があります。

➡ コロコニガイドブック８ページ・16ページ参照

育児休業中は給与は支給されません。雇用保険（または文部科学省共済組合）から給付金（手当金）が支給されます。

➡ コロコニガイドブック12 ～ 13ページ参照

育　児
Q&A

Q2 男性の育児休業の取得は日数に制限等はありますか。（何日以上、何日未満など）

A2

いいえ。取得日数に制限はありません。子どもが３歳に達する日（誕生日の前日）までの期間に１回取得できます。

ただし、産後８週間までの間に１回目の育児休業を取得した場合、その後、配偶者が育児休業中であっても再度、育児休業を取得することができます（「パパ・ママ育休プラス」制度）。

➡ コロコニガイドブック12 ～ 13ページ参照

パパ・ママ育休プラス

パパ・ママ育休プラス制度は、父母が同時に育児休業を取得する場合や交代で取得する場合に、一定の要件を満たすと、子が１歳２ヶ月に達する前日までの間に、最大1年まで育児休業給付金を受給することができます。

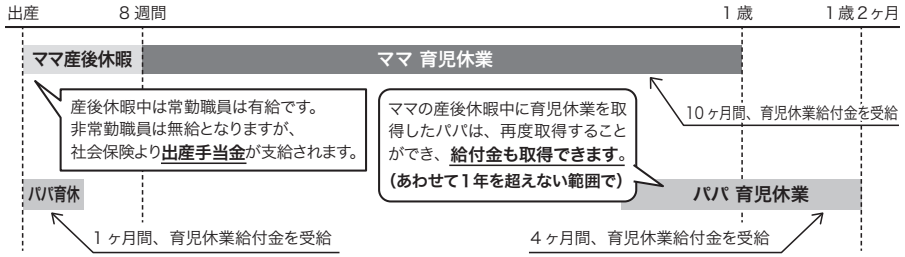

Q3 育児休業給付金は男性にも支給されますか。

A3

はい。男女どちらにも支給されます。
また、支給開始時期が異なり、男性の方が早く支給されます。

❤女性：出産日後57日目から支給されます。出産後56日間は産後休暇であり、育児休業ではありません。非常勤職員については条件を満たせば、健康保険の加入先から出産手当金が支給されます。常勤職員については給与が全額支給されるので、出産手当金は支給されません。

★男性：育児休業給付金は出産日当日から支給されます。

＊詳しくは、教育文化学部・工学資源学研究科の総務担当、医学系研究科・附属病院は、総務課人事担当又は人事課共済組合担当にご照会ください。

➡ コロコニガイドブック12～13ページ参照

育　児
Q&A

Q4 育児休業中の社会保険料等の免除について、条件等はあるのか教えてください。申請すれば必ず免除になりますか。

A4

はい。子が１歳（延長の場合には１歳６ヶ月）から３歳に達する日（誕生日の前日）までの育児休業について申請することで健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料が免除となります。後から追納する義務はありません。保険料免除期間は年金保険料を納付したとみなして、将来の年金額は計算されます。

手続きなど詳しいことは、教育文化学部・工学資源学研究科の総務担当、医学系研究科･附属病院は、企画管理課経理担当（常勤職員）、総務課人事担当（非常勤職員）又は人事課共済組合担当にご照会ください。

➡ コロコニガイドブック14ページ参照

Q5 育児時間とはどういう制度ですか。

A5 小学校入学前までの子どもを養育するため、1日2時間以内まで勤務しないことができる制度で男女を問わず取得することができます。ただし、育児短時間勤務をしている職員やパートタイム職員は対象となりません。

給与は、育児時間（勤務しない時間）について減額されます。

➡ コロコニガイドブック9ページ参照

育児時間取得パターンの例

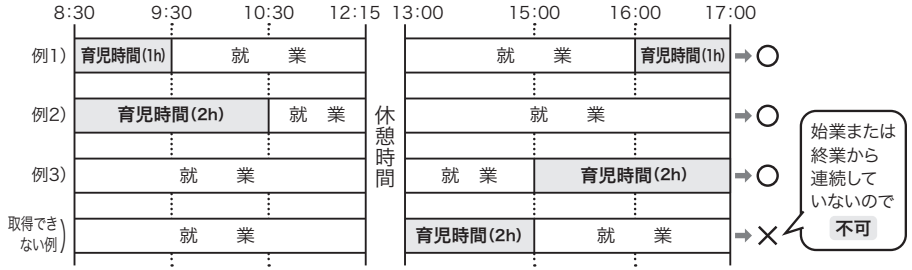

Q6 育児時間は自由に取得できますか。また、手続きについても教えてください。

A6 小学校に入学前の子を養育するため一日の所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で、子どもを養育するため30分単位で取得することができます。

日単位で何回も取得できますが、必要な期間を一括して申請します。**「育児時間申出書」**に期間及び時間等を記入の上、**母子手帳の出生届出済証明書の写し**を添付し所属部局の総務担当等に提出してください。

また、承認された期間のうち、育児時間をしないことになった場合には、事前に育児時間をしない日又は時間について承認の取消を受けてください。**「育児時間申出書」**の裏面に育児時間を取り消す日、時間及び時間数を記入の上、所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック9ページ参照

Q7 子どもが保育園等に慣れるまで、短時間勤務にしたいのですが利用できる制度はありますか。

A7 はい。育児短時間勤務制度があります。

小学校入学前の子どもを養育するため、いくつかの勤務形態により希望する日および時間帯において勤務することができます。勤務形態等詳しいことは、「国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程」やコロコニガイドブックをご覧いただきながら、所属部局の総務担当等にご照会ください。

申請に必要なものは、**「育児短時間勤務申出書」**と**母子手帳の出生届出済証明書の写し**を提出してください。

※非常勤職員が短時間勤務をすることにより、社会保険加入条件に満たない場合は、喪失となることがあります。

➡ コロコニガイドブック8ページ参照

育　児
Q&A

Q8 子どもを予防接種や健康診断に連れて行くために休暇を取ることはできますか。

A8 はい。「子の看護休暇」として特別休暇を取得できます。

小学校入学前の子どもを養育する職員は、1年に10日の範囲内で1時間単位で取得可能です。非常勤職員は無給となります。

特別休暇簿に記入し、所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック9ページ参照

Q9 学内に保育施設はありますか。

A9 はい。本道地区に千秋保育園があります。秋田大学に勤務する教職員並びに秋田大学で学ぶ学生のお子さんを対象としています。

利用案内等については、コロコニガイドブックP18をご覧ください。

➡ コロコニガイドブック18ページ参照

育　児
Q&A

Q10 子どもが病気の時に利用できる施設はありますか。

A10 はい。千秋保育園の隣に病児・病後児保育室「ことりのおへや」があります（有料）。

利用するためには**事前の登録**と**かかりつけ医の診察**が必要です。

利用案内等については、コロコニガイドブックP19及び「ことりのおへや」ホームページをご覧ください。

➡ コロコニガイドブック19ページ参照

「ことりのおへや」ホームページ

秋田大学 病児・病後児保育室 ことりのおへや

http://www.hos.akita-u.ac.jp/hoiku/index.html

Q&A

介護に関する問い合わせ

Q1 介護休業とはどういう制度ですか。

A1 常時介護を必要とする家族を介護するため申出により通算186日までの間、休業することができる制度です。全ての教職員（非常勤職員を含む）が取得できます。ただし、非常勤職員については、引き続き雇用された期間が1年以上あり、かつ介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者などの条件があります。

介護休業中は給与は支給されません。雇用保険（または文部科学省共済組合）から給付金（手当金）が支給されます。

➡ コロコニガイドブック15ページ・17ページ参照

Q2　介護休業や短期介護休暇を取得できる対象家族の範囲と条件を教えてください。
　また、「要介護状態」とはどんな状態のことですか。

A2　対象となるのは、配偶者、実父母、配偶者の父母、子です。祖父母、兄弟姉妹、孫については同居し、かつ扶養していることが条件です。その対象家族が要介護状態にあり、職員本人が介護をする場合に取得できます。

「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、歩行や排泄、食事、入浴などが困難で、２週間以上の期間にわたって常時介護が必要とされる状態のことです。

介　護
Q&A

Q3　介護休業取得申請時の提出書類「要介護状態にある事実を証明する書類」とは、どんな書類を提出したらよいか教えてください。

A3　介護休業の取得申請時には、**「要介護状態（日常生活動作）に関する申立書」**に医師の**診断書**と**戸籍謄本**を添付して提出してください。

Q4

他に介護できる者がいる場合、介護休業を取得することはできますか。

A4

はい。他に介護ができる方がいる場合にも介護休業を取得することができます。

介　護
Q&A

Q5

介護休業を取得する際の申出はいつまでにすればよいですか。

A5

介護休業開始予定日の２週間前までに**「介護休業申出書」**を提出してください。

また、介護休業終了予定日を変更（延長）する場合には、７日前までに**「介護休業終了予定日変更申出書」**を提出してください。

＊休業終了予定日は、１回だけ変更ができます。
ただし、介護部分休業と併せて186日までとなります。

➡ コロコニガイドブック10ページ参照

Q6 介護休業給付金を受給するための条件や申請書類等について教えてください。

A6 介護休業開始日前２年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あれば、雇用保険からの介護休業給付金が受給できます。

申請に必要なものは、**「介護休業給付金支給申請書」、「介護休業申出書」、介護対象家族の氏名、申請者本人との続柄、性別、生年月日等が確認できる書類（住民票記載事項証明書など）**で、所属部局の総務担当等に提出します。

詳しくは、教育文化学部・工学資源学研究科の総務担当、医学系研究科・附属病院は、総務課人事担当又は人事課共済組合担当にご照会ください。

介　護
Q&A

Q7 介護部分休業とはどういう制度ですか。

A7 介護をするために、始業時刻から連続して又は終業時刻から連続して４時間以内で勤務しないことができる制度です。１時間単位で取得できます。

介護休業と介護部分休業は、併せて186日間取得できます（非常勤職員は対象外です）。取得した分の時間を合算して日数にカウントするのではなく、１時間であっても取得すれば１日として考えます。
給与は、勤務しない時間について減額されます。

➡ コロコニガイドブック10ページ参照

介護部分休業取得パターンの例

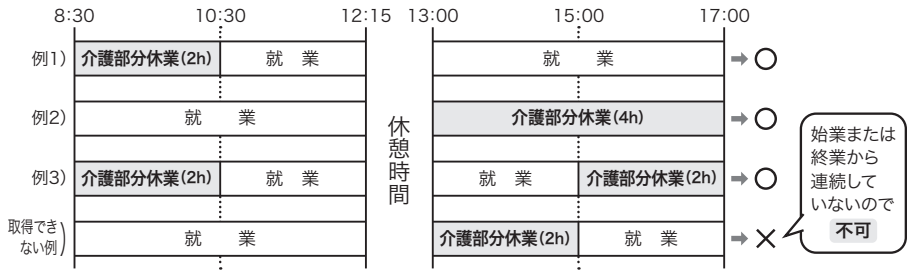

Q8

短期介護休暇は、どのような時に利用できますか。

A8

短期介護休暇は、全ての教職員が１年に10日の範囲内で取得できます（非常勤職員は無給となります）。要介護認定の申請中の介護や通院の付き添い等の直接介護をするだけではなく、家事や洗濯、買い物などの家事援助にも利用できます。

こんな場合も

- 親が施設へ入所することになったため、手続きなどのために取得
- 家族が要介護認定申請中で、申請がおりるまで休暇を取得

特別休暇簿に必要事項を記入し、**「要介護状態申立書」**と併せて所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック10ページ参照

介　護
Q&A

Q9

家族の介護のため介護休業を取得していましたが、一度は病気も回復し、介護の必要がなくなったので職場に復帰しました。その後、転倒による骨折で再度介護が必要となりました。この場合、再度介護休業を取得することは可能ですか。

A9

はい。要介護状態にある対象家族１人につき、同一の要介護状態ごとに１回の介護休業を取得することができます。この場合は、別の要介護状態になりますので、再度の取得が可能です。

期間は通算して186日までです。

Q10　介護休業を取得する予定で申出をしていますが、退院後は介護施設に入所することになり、介護休業を取得する必要がなくなりました。申出の撤回はできますか。

A10　はい。介護休業開始予定日の前日までであれば撤回できます。

「介護休業撤回申出書」を所属部局の総務担当等に提出してください。

介　護
Q&A

Q11　父親が要介護状態です。母親も高齢なので介護を手伝いたいと考えています。時間外や深夜勤務を避けることはできますか。

A11　はい。時間外労働・深夜業の制限を請求することができます。

「介護のための時間外労働制限請求書」、「介護のための深夜業務制限請求書」及び**要介護状態にある事実を証明する書類**を添付して所属部局の総務担当等に提出してください。

➡ コロコニガイドブック11ページ参照

Q&A

休業制度全体に関する問い合わせ

Q1 申請に必要な書類はどこでもらえますか。

A1 制度の利用にはそれぞれ申請が必要となり、添付書類が必要な場合もありますので、制度の利用の際は所属部局の総務担当等にご確認ください。

申請書等は『AU-CIS➡申請関係➡職員申請ガイド』より制度の概要の確認や申請書類のダウンロードができます。

Q2 いつまでに、どこに（誰に）申請したらよいでしょうか。

A2

制度の利用の必要が生じたら、所属部局の総務担当等にご相談の上申請してください。

制度の利用については個々の状況に応じて、添付書類の提出が必要となったり、取得できる期間が異なるものがあります。事前に所属部局の総務担当等にご確認ください。

制度によって申請の期限は違いますが、早めに申請しましょう。

制度全体
Q&A

Q3 相談窓口はありますか。

A3

はい。男女共同参画推進室では各制度についての情報提供などを行っております。

ご相談の内容によって、各担当窓口等をご案内しております。

◆男女共同参画推進室コロコニ（コンシェルジュ・デスク）

○相談専用TEL：018-889-3183
○相談専用E-mail：coloconi@jimu.akita-u.ac.jp
○ホームページから：http://www.akita-u.ac.jp/coloconi/
○場所：手形キャンパス　本部管理棟　１階東側
（正面玄関を入り、右手奥）

◆お問い合わせ先

○人事課・人事担当：2215
○人事課・共済組合担当：2812・2238
○教育文化学部･総務担当：2509
○医学系研究科・医学部　総務課職員担当：6011
　　企画管理課経理担当：6018
○工学資源学研究科・総務担当：2305
○千秋保育園：018-834-1111（内2311）
○ことりのおへや（予約）：018-834-1111㈹

Q4

特別休暇は有給ですか。特別休暇を取得すると年次有給休暇が消失するのでしょうか。

A4

はい。有給です。また、年次有給休暇とは別の制度なので、特別休暇を取得しても年次有給休暇が消失することはありません。

非常勤職員の場合は有給と無給がありますが、特別休暇と年次有給休暇は別の制度となりますので、年次有給休暇は消失しません。また、無給の場合も欠勤扱いにはなりません。

育児休業や介護休業に関する規程は、AU-CISに掲載されています。休業の取得を予定される場合には、各規程にも目を通しておきましょう。

AU-CIS ― 文書関係 ― 規則・規程 ― 全学共通・教育研究評議会等審議分制定・改正規程等 ― 人事区分

○国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程
○国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程
○国立大学法人秋田大学に勤務する非常勤職員の育児休業及び介護休業等に関する規程

付録

知っていると便利 あんなこと こんなこと

介護保険サービスの利用までの流れ

本人（要介護者）または家族

病気やけがなどで…介護保険サービスを利用したい

まずは相談 → 市町村の担当窓口 地域包括支援センター

要介護認定の申請が必要です

- ○直接申請 ── 本人・家族・民生委員など
- ○代行申請 ── 地域包括支援センター / 指定居宅介護支援業者

申請時には
介護保険被保険者証を持参
主治医の氏名と医療機関名を確認

直接申請 / 代行申請

役所・役場の介護保険担当

認定調査 → 認定調査員が家庭や入院・入所先を訪問して聴き取り → 一次判定

作成依頼 → 認定調査の結果をコンピューターで分析 ＋ 主治医の意見書 → 二次判定

★申請から認定までの所要日数は
原則30日以内

専門家による審査会での審査 ➡ **要介護認定**（要介護度が通知されます）

認定結果

- **非該当**（介護保険サービス利用不可 自治体の介護予防事業は利用可）
- **要支援1**・**要支援2**：介護予防サービス（予防給付）の利用可
- **要介護1**・**要介護2**・**要介護3**・**要介護4**・**要介護5**：介護保険サービス（介護給付）の利用可

要支援1・2の場合
介護予防サービスのケアプラン作成
（地域包括支援センターに依頼可）

要介護1～5の場合（どちらかを選択）
- ○**在宅介護サービス**
（ケアプラン作成を指定居宅介護支援事業者に依頼可）
- ○**介護施設に入所して受けるサービス**
（ケアプランは各施設で作成）

介護保険サービスの利用開始

在宅介護サービスの種類と内容

【要支援1・2（介護予防）
要介護1～5の方が対象】

自宅に訪問してもらうサービス

訪問介護
ホームヘルパーが訪問し、入浴や食事等日常生活上の世話、掃除、洗濯、通院等のための介助を行う

訪問入浴介護
看護職員や介護職員が訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う

訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、必要なリハビリを行う

居宅療養管理指導
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問して診療上の管理や指導を行う

訪問看護
看護師等が訪問し、主治医の指示に基づいた療養上の世話または必要な診療の補助を行う

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）
日中、デイサービスセンター等に通所して食事・入浴等のサービスの提供を受ける

通所リハビリテーション（デイケア）
老人保健施設・病院などに通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立のための機能訓練を行う

短期間施設に宿泊して受けるサービス

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
介護老人保健施設などへの短期入所で医療上のケアやリハビリテーションなどを含むサービスを受ける

短期入所生活介護（ショートステイ）
在宅介護をする家族の負担を軽減したり、家族の病気や仕事などで一時的に介護できない場合など、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などへの短期入所でサービスを受ける

要介護度に応じて、在宅サービスに対する保険給付の支給限度基準額が決まります。支給限度基準額以内での利用者自己負担は、かかった費用の 1 割です。

支給限度基準額を超えるサービスを利用した場合は、その超えた費用の全額を自己負担することになります。

福祉用具の貸与や購入・住宅改修費用の支給サービス

特定福祉用具の購入費支給
指定事業者から購入した場合、償還払い（または受領委任払い）により支給される（年間10万円を限度、1割自己負担）
〈支給対象品目〉
・腰掛便座　・特殊尿器　・簡易浴槽
・入浴補助用具
・移動用リフトのつり具

住宅改修費の支給
改修内容を事前に申請し、改修後に償還払い（または受領委任払い）により支給される（20万円限度、1割自己負担）
〈支給対象品目〉
・手すりの取付け　・段差の解消
・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または、通路面の材料の変更
・引き戸等への扉の取替え
・洋式便器等への便器の取替え
・上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

福祉用具の貸与
日常生活の自立を補助するための福祉用具を貸与（レンタル）するサービス
〈貸与の対象品目〉
・車椅子　・車椅子付属品　・特殊寝台　・特殊寝台付属品　・床ずれ防止用具
・体位変換器　・手すり（工事を伴わないもの）　・スロープ（工事を伴わないもの）
・歩行器　・歩行補助杖　・認知症老人徘徊感知器　・移動用リフト（つり具部分を除く）
※要支援・要介護1の方は、利用できない種目があります

施設サービスの種類と内容

【要介護1～5の方が対象】

施設に入所・入居して受けるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
施設サービス計画に基づき、自宅での生活復帰を目指して、日常生活上の世話、相談及び援助、機能訓練、健康管理などを行う

介護老人福祉施設（老人保健施設）
施設サービス計画に基づき、自宅での生活復帰を目指して、日常生活上の世話、相談及び援助、リハビリや医療を通しての機能訓練、健康管理等を行う

介護療養型医療施設（療養病床群）
一般病院等での集中治療はすでに必要ないが、在宅に戻るには医療依存度の高い患者が入所して、在宅での生活復帰のためのケアやリハビリ、日常生活上の世話などのサービスを受ける

秋田県や各市町村のホームページでも様々な情報を見ることができます。

・**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**
http://common.pref.akita.lg.jp/kosodate/

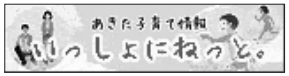

・**秋田市子育て情報**
http://www.kosodate-akita.com/

働きながら子育てできる環境づくりを進めています

★ファミリー・サポート・センター（秋田市）

会員制の相互援助活動で、協力会員の方が子育てを手伝ってくれます。

仕事の時間の関係で、保育園や学童保育等のお迎えができないときや出張等の予定があり、泊まりがけで預かってほしいときなど、その他にも利用できます。

詳細はホームページをご覧ください。

http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/cr/famisapo.htm

秋田市ファミリー・サポート・センター（秋田拠点センターアルヴェ 5階　子ども未来センター内）

TEL：018−887−5336

受付時間：平日／ 9:00 ～ 20:00　土・日・祝日／ 9:00 ～ 17:00

秋田市以外のファミリー・サポート・センターの情報については、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧ください。

★放課後児童クラブ

日中保護者のいない家庭の小学生に、遊びと生活の場を提供する有料の施設です。開設時間は児童クラブにより異なりますが、19時以降も開設しているクラブがあります。

施設の情報は、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧ください。

★児童館・児童センター

子どもたちが様々な体験や遊び、地域の人たちとの交流、文化・スポーツ活動などを行うための無料の施設です。児童厚生員が遊びの指導をとおして子どもたちの健全育成をはかっています。

施設の情報は、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内の施設情報をご覧ください。

★病児・病後児保育施設

病気の回復期であって安静が必要なときや、集団保育ができない時に利用できる施設です。秋田大学の教職員が利用できる「ことりのおへや」については、コロコニガイドブックP19をご覧ください。

秋田市には秋田赤十字乳児院など5カ所の施設があります。施設の情報は、**「秋田市子育て情報」**内の子育て関連事業－施設－保育所－乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）をご覧ください。

安心して子育てできるよう、地域全体で支援します

★あきた子育てふれあいカード

中学生以下の子供や妊娠中の方を対象に秋田県で配布しているカードで、協賛店でカードを提示すると、代金の割引や景品のプレゼントなど協賛店が独自に設定した優待サービスが受けられます。飲食店・クリーニング店・コンビニ・ドラッグストアなど普段よく利用するお店もあります。親子にもお財布にもうれしいサービスがありますよ。

協賛店名や優待サービスの内容などは、**あきた子育てふれあいカード**ウェブサイトをご覧ください。

http://common.pref.akita.lg.jp/k-yutai/

★こどものえき

子育て家庭がお出かけしやすい環境を整備するため、「おむつ交換台」「ベビーキープ（トイレ等に設置される子ども安全イス）」「授乳スペース」のうち、２種類以上設置されている公共施設や民間施設を「こどものえき」として認定し、統一デザインの看板（またはステッカーなど）を標示しています。

スーパーや薬局なども認定されています。認定施設については、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内をご覧ください。

★子育てタクシー

子ども・子育てに関する一定の研修を修了したタクシードライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートや、0歳～ 15歳のお子さんを祖父母宅へ送迎したり習い事への送迎、妊婦さんに陣痛がきた場合に産院までの送迎などのサービスを提供しています。便利な４つのコースがあり、チャイルドシートなども準備しています。秋田県内では、11のタクシー会社で運行しています。

運行会社やサービスの詳細については、**あきた子育て情報「いっしょにねっと。」**内をご覧ください。

全国子育てタクシー協会ホームページでも実施しているタクシー会社の検索ができます。

URL: http://kosodate-taxi.com/member/index.html

★親支援講座・子育てサポーター養成講習会

子育ての不安を軽減するための「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」の開催や、子育てサポーター・託児サポーターの養成講習会などを開催しています。

★介護帰省割引（飛行機利用）

要介護等の親族宅近くの空港と、自宅近くの空港間の運賃を割引利用できるもので、事前に必要書類を提出して情報登録してから利用します。乗り換えが必要な場合、同一の航空会社に限られるなどの規程はありますが、遠く離れた親族の介護が必要な場合に利用できます。

詳細は ➡ ANA　https://www.ana.co.jp/dom/fare/guide/kt/kt.html
JAL　http://www.jal.co.jp/dom/rates/rule/r_kaigo.html

★介護タクシー（福祉タクシー）

歩行困難な方の通院や福祉施設等への送迎に利用できます。車椅子のままで乗れるタイプやストレッチャーのままでの移動、複数でも車椅子のまま利用できる大型のタクシーを依頼できる会社もあります。また、ドライバーの方は講習などを受け、ホームヘルパー等の資格を持っているので、乗降時等のサポートもしてくれます。
秋田県ハイヤー協会のホームページで介護タクシーを利用できるタクシー会社の検索ができます。

秋田県ハイヤー協会 ➡ http://www.hirekyokai-akita.or.jp/

★配食サービス

安否確認を含め、支援が必要な在宅の高齢者世帯向けにあたたかいお弁当などを届けてくれるサービスがあります。秋田市ではおおむね65歳以上の方なら、要介護認定の有無を問わず、週３回まで市からの補助があり、1食あたり325円～670円の自己負担（事業者により異なります）で利用できます。

利用の申請は、各地域包括支援センターまたは、在宅介護支援センターで受け付けています。

★冬期間の除雪支援

要介護認定の有無にかかわらず、秋田市では、高齢者のみの世帯や体の不自由な方のみの世帯を対象に、冬期間の雪よせをしてくれます。

○玄関から道路に出るまでの通路の雪よせ ➡ １週間に１回１時間以内　300円
（各地域包括支援センターまたは、在宅介護支援センターへ依頼）
○市道除雪後の玄関前の雪よせ ➡ 秋田市道路維持課（**TEL：864－3643**）へ依頼

県や市町村など自治体によってサービスの種類や内容は異なります。上手に利用して、介護される側も介護する側も負担が軽減できるようにしましょう。

次世代育成支援対策推進法に基づく
国立大学法人秋田大学一般事業主行動計画（第３期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間
平成24年４月１日から平成26年３月31日までの２年間とする。

２．内容
（１）子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標１	育児支援に関するパンフレット等を作成し、全教職員に配布する。

〈対　策〉
○育児休業、育児短時間勤務及び育児時間等の制度についてのパンフレット等を作成し周知を図っているが、さらに、育児休業等の取得方法等をわかりやすくまとめたパンフレット等を作成し、育児休業の取得手続き等について周知を図る。
◦平成24年９月　育児休業等の取得方法等をまとめたパンフレット等を作成し、全教職員に配布する。
◦平成25年４月～　学内制度の周知方法について検討を継続する。

目標２	計画期間内に男性職員の育児休業の取得者を１人以上とする。

〈対　策〉
○男性の育児休業について、職場における理解が得られるように、ポスターを作成し、意識啓発を図る。
◦平成24年７月　男性育児休業取得への関心と理解を促すため、ポスターを作成し、学内に掲示する。
◦平成25年４月～　育児休業の取得促進の方策について検討を継続する。

目標３	子供の出生時における父親の休暇の取得を促進するためにポスターを作成し、制度を周知する。

〈対　策〉
○子供の出生時に父親が取得できる特別休暇や子供の看護のために取得できる特別休暇等について、ポスターを作成し、学内に掲示する。
◦平成24年７月　ポスターを作成し、学内に掲示する。
◦平成25年４月～　育児等に関する特別休暇の取得促進の方策について検討を継続する。

秋田大学　男女共同参画推進室コロコニ
コンシェルジュ・デスク

ご 相 談 方 法

TELから	018−889−3183
相談専用E-mailから	coloconi@jimu.akita-u.ac.jp
ホームページから	http://www.akita-u.ac.jp/coloconi/

秋田大学男女共同参画推進室コンシェルジュ・デスクとは

　コンシェルジュ・デスクは、本学の教職員がワークライフバランスを保ちながら働くことができるように支援する相談窓口です。育児や介護についての情報提供を行っておりますので、お気軽にご相談ください。